

食品安全委員会第130回会合議事録

1．日時 平成18年2月9日(木) 14:00～15:38

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) O I E / B S Eコード改正について

(農林水産省からの報告)

(2) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

農林水産省 釘田動物衛生課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配布資料

資料1 O I E / B S Eコード改正について

資料2 食品安全のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップについて

(概要)

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第130回の会合を開催いたします。

本日は、7名の委員全員出席でございます。

また、農林水産省より釘田動物衛生課長に出席していただいております。

全体のスケジュールにつきましては、議事次第を御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 が「O I E / B S E コード改正について」。

資料 2 が「食品安全のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップについて（概要）」であります。

皆さんございますね。それでは、議題に入らせていただきます。

国際獣疫事務局 O I E から加盟国に提案された B S E コードの改正案について、農林水産省から報告があります。

農林水産省の釘田動物衛生課長、御苦労様です。よろしくをお願いいたします。

釘田動物衛生課長 少し遅れて参りまして、大変失礼いたしました。

実は、O I E のお話をする前に 1 つだけ御報告させていただきたいと思います。

先日、国内で 22 頭目の B S E の発生のことにつきまして、御報告させていただきましたけれども、実はちょうど本日北海道の方で、22 頭目の B S E につきまして、その後の疫学調査の結果を、つい先ほど、11 時だと思いましたが、プレス発表しております。

通常、発生後の疫学調査の結果については、淡々とやっておりまして、特段食品安全委員会の方にも、こういう形で御報告することはないんですけれども、今回 1 つだけ御報告させていただきたいと思っておりますのは、今回の 22 頭目につきましては、実は平成 13 年 9 月に我が国で初めて B S E が発生いたしまして、そのときに全国的にその当時飼われて牛に対して肉骨粉が給与されていなかったかどうかという調査を実施しております。

平成 13 年 11 月に実施しているわけですが、その結果としまして、約四千六百頭肉骨粉を含む飼料を給与していたことが確認された牛がございました。

その後、これらの牛につきましては監視下におきまして、当然全頭検査をやっておりますので、必ず最後は検査されるわけですが、特に注意して検査をし、そういう感染がなかったかどうかを確認するようにしていたわけですが、細かな数字を申し上げますと、その当時確認された肉骨粉を含む飼料を給与されたことが確認された牛が 4,627 頭ございましたけれども、昨年未まで、そのうち 3,486 頭は既に死亡しておりまして、検査の結果、すべて陰性が確認されております。

残りが、約千百頭あまりいたわけなんですけれども、今回 22 頭目が確認された牛は、その約千百頭あまりの牛の 1 頭であったということでございます。

すなわち、平成 13 年 11 月の調査時点におきまして、過去に肉骨粉を含む飼料を与えられていたことが確認されていたという牛でございます。そういった事情がございますので、その事実を今日発表しております。

このことは、肉骨粉が当然感染原因になり得るわけですので、私どもも注意して見てきたわけなんですけれども、これまで三千数百頭検査して、すべて陰性だったことからすれば、そのえさが直接的な原因かどうかは今のところわかりません。

したがって、今の時点で言えることというのは、そういった事実関係以上のことはないわけでございますけれども、今後、引き続き後さらなる調査を含めまして、今後の原因究明に努めていきたいと考えております。

この件については、以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか、ただいまの御説明に関しまして、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

見上委員 この牛は、いわゆるタローという油は与えていないんですか。

釘田動物衛生課長 済みません、北海道庁の本日のプレス発表の中に、この牛が1歳になるまでに与えられたえさ、それから投与された医薬品、それから生産農場で当時使用されていた肥料、そういったものについて細かく調査結果が出されております。

今、さっと見たところ、獣脂という記載が見つからないんですけれども、後で資料を確認してみたいと思います。

寺田委員長 ほかにございせんか。

不可能かもしれませんが、そのときに一緒に飼ったものだとか、大昔のことでしょうけれども、肉骨粉が禁止になって、万が一与えたものが残っているかどうか、なかなかそこまではわからないでしょうね。逆に言うと、これからずっと追跡するいい材料が1つ見つかったなということではありますので、よろしく願いいたします。

それでは、次にO I Eのコードにつきましてお願いいたします。

釘田動物衛生課長 それでは、本題でございますが、O I EのB S Eコード改正につきまして、お手元の資料に沿って御説明させていただきたいと思います。

O I EのB S Eコードの改正につきましては、昨年、それから一昨年もたしか同じような形で事前あるいは事後的に御報告させていただいているかと思います。

資料といたしましては、とじられたものに幾つかございますが、私の方からは特に後ろの方にパワーポイントの打ち出しの資料が入っておりますので、参考資料の①となっておりますけれども、主にこれを見ながら説明させていただきたいと思います。

これは、以前にも同じような資料で御説明したことがございますので、やや端折りながらお話しさせていただきたいと思いますが、この参考資料の2つ目で「O I Eコー

ドとは？」というのがございまして、これは改めて申し上げるまでもないかと思いますが、W T O 協定上、動物の健康及び人獣共通感染症に関する国際基準という位置づけを与えられておりまして、具体的には、W T O 協定の一部を成す S P S 協定の中で O I E のつくる基準が国際基準として位置づけられているわけです。

次に 79 ページの上の表になりますけれども「国際基準としての O I E コード」ということとでございますが、その意義といたしましては、国際基準、つまり O I E のコードに適合する措置は W T O 協定に適合しているものとみなされるということになります。

したがって、動物検疫を巡る二国間のいろいろな問題をとことん突き止めて行けば二国間の紛争に発展する可能性があるわけですが、基本的には国際基準に沿った措置を取っている限りは、それは国際ルール上適法とみなされ、チャレンジされることはないということになります。

そういうことが 1 つあるわけですが、それに加えて、2 つ目の点なんですけれども、国際基準より高いレベルの措置をとることは可能であるが、科学的に正当な理由があることを立証することなどが必要であると。

つまり、先ほど言ったことと、やや矛盾するようですが、国際基準にのっとった措置をとってれば、その限りにおいて相手国からチャレンジされることはないわけですが、それ以上の高い水準で検疫措置をとろうとする場合には、そのことが科学的に正当であるということを証明しなければならないという義務を負うことになります。

したがって、国際基準というのは、各国を必ずしも直接的に拘束するものではございませんけれども、そういう一定の拘束力はあると考えられています。

それから、コードの策定手続が下の図にございます。

まず、O I E コードというのは B S E に限らず、いろいろな動物の疾病あるいは人と動物の共通感染症、そういったものについての基準が定められておりまして、それぞれの病気について世界各国から最も著明な学者を集めまして、アドホック委員会というところで最新の科学的知見といったものが議論されて、まずコードの原案が練られます。

科学委員会は総会で選出される専門家で構成されておりますけれども、そこで科学的な議論を経た上でコード委員会、これも総会で選出された専門家なんです、こちらはその病気の専門家というよりは、法律の専門家ですとか、いろんな各国の制度の専門家、そういった方々が参加しておりまして、コードとしての整合性を併せてチェックするということになるかと思えます。その委員会に付された後に、加盟国から意見を受け付けて総会に付されると。

いずれにしても、最高の決定機関は毎年5月に開かれることになっておりますけれども、加盟国167か国が参加して、基本的には多数決で採択されるという意思決定の手続を取っております。

本日御説明するBSEコードの改正案につきましては、コード委員会の議論を経て、現在、提案が各国に示されているという段階でございます。

各国からの意見受付というのが、今月の17日に迫っております、今、それに向けて私どもは作業をしておりますし、先日、専門家との意見交換も行いまして、また、来週14日、消費者との意見交換会も行う予定にしております。

そういった専門家の御意見を受け、また消費者の方々の御意見も踏まえて、日本としての意見をとりまとめて、OIEの方に提出したいと考えているところでございます。

次のページを見ていただきまして、まず、現行のBSEコードの概要を御説明したいと思います。

現行コードの概要としては、ここにありますように、5つぐらいの柱がございますけれども、この一つひとつについてちょっと御説明いたします。

まず、無条件物品という考え方です。81ページの上の図でございますが、従来からOIEコードの中には、物品に着目しまして、その地域、国に病気がある、なしにかかわらず、こういったもの、製品であれば貿易をしても差し支えないと、条件が一部付いているんですが、非常に限られた条件の下に貿易を認めているという考え方なものですから、便宜的に無条件物品と呼んでおりますけれども、そういった考え方が、従来からコードの中にはございます。

ここに①から⑧まで並んでおりますけれども、よく知られておりますように、例えば牛乳・乳製品を介してBSEが感染することはないと考えられておりまして、したがって、BSEの発生国、発生地域であっても、牛乳・乳製品については貿易上何らの措置をとるべきではないという考え方になっているわけです。

同じような考え方が、精液とか獣皮、そういった幾つかの産品については無条件物品とされているわけなんです、この中で問題になりますのは⑦番と⑧番です。

⑦番、⑧番が昨年の総会で付け加えられました。特に国際貿易上大きな影響を持つのが、⑦番の骨なしの骨格筋肉、いわゆる骨なしの牛肉が新たに無条件物品に付け加えられたということです。

これについて、ちょうど1年ぐらい前にもいろいろ私ども議論をさせていただきまして、そういう考え方を新たに導入するに当たって、日本としての考え方を整理しまして、OIE

Eに提出し、昨年5月の総会でもいろいろ議論したあげく、一定の新しい条文がつけられて、無条件物品の中に新たに追加されております。

無条件物品と言いつつ条件が付いているんですが、その条件が下の注に書いてあるものです。5つございます。

「⑦ 骨なし骨格筋肉（機械的除去肉を除く）」とありますから、まずこれが1つ条件にあります。それを加えると6つの条件なんです。下の注にありますように、以下の条件を満たしていることが必要としまして、30か月齢以下であること。ピッシング等がされていないこと。と殺前/後の検査を受けたこと。それから、BSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないこと。最後に、SRMによって汚染されないように処理されていること。

こういった条件を満たした骨なしの骨格筋肉であれば、国際貿易上、輸入国は、それ以上の条件を課すべきではないという考え方に立っています。

昨年の議論を振り返りますと、当初事務局の提案というのは、もっと条件が少なかったんですが、いろいろ議論する中で、30か月齢以下という月齢要件と、それからBSE感染の疑いなく、もしくは感染が確認されていないことと、この2つの要件はEUなり、我が国なりが主張して付け加えられた条文でございます。

これが、無条件物品なんです。ここについて後ほど御説明しますが、また改正提案が出されています。

2つ目の「BSEリスク・ステータスの決定基準」。

これについては、詳しい説明は省略させていただきますが、OIEコードの中でBSEのステータスを従来5つのカテゴリーに分けていたものを3つのカテゴリーに簡素化されています。

その3つのカテゴリーのどこに該当するかを評価するに当たって、リスク評価をしなければいけないんですが、その考え方が示されておりまして、リスク評価としては侵入リスクの評価、暴露リスクの評価、そういったことに加えて、各国で実施されている獣医師、農家の教育プログラム、あるいはBSEを見つけたときの届出義務、あるいは国内の検査体制、そういったものを評価することになっています。

侵入リスクで考慮すべき要因、それから暴露リスクで考慮すべき要素、そういったものがそこに書いてございますが、省略します。

次の「各カテゴリーの要件」のところを見ていただきたいと思います。84ページの上の表を見ていただきたいと思いますけれども、これが昨年の総会で採択されました新しいBSE

の категорияでございます。

従来5つの категорияがございまして、これは上の方から清浄国、暫定清浄国、最小リスク国、中リスク国、高リスク国となっていました。これを簡素化したしまして、現在は無視できるリスクの国、管理されたリスクの国、それから不明なリスクの国と、この3つになっています。

上から行きますと、無視できるリスクというのは、従来の清浄国あるいは暫定清浄国、それとほぼイコールだと思いますが、その要件というのは、リスク評価を実施し、サーベイランスも実施中であると。

このサーベイランスは後ほど出てきますが、A型、B型と2つのサーベイランスがございまして。A型の方がより厳しいサーベイランスで、B型はより緩やかなサーベイランスになります。

それで、BSEの発生状況について、発生がない場合及び輸入牛でのみ発生している場合、その場合にはリスク低減措置として、報告・教育等が7年以上なされていて、フィードバンも8年以上なされていると、こういった措置がとられている必要があります。勿論、感染牛は輸入牛であっても処分されなければならない。

それから、国内発生があっても無視できるリスクの国に該当し得るんですが、そのためには、先ほど言った2つのリスク低減措置に加えまして、最終発生から7年以上が経過する必要があるという条件になっております。勿論、感染牛なりコホート牛は処分される必要があります。

「最終発生から7年以上経過」という要件について、後ほど説明申し上げますが、改正提案がなされています。

それから、管理されたリスクにつきましては、無視できるリスクとの比較で申し上げますと、まずA型サーベイランス、より厳しいサーベイランスを実施するという事になっております。

それから、無視できるリスクよりはリスク低減措置が少し緩やかといいますが、不十分なリスク低減措置ということになりまして、報告教育等、それからフィードバンそれぞれ実施されていることが条件になるんですが、それぞれが7年未満あるいは8年未満と実施期間がまだ十分ないという場合に、管理されたリスクの国になります。感染牛、コホートの処分は同じです。

この2つの大きな categoriaがございまして、そのいずれにも該当しない場合には、一番下の不明なリスクになってしまうという考え方です。

考え方として、こういう3つのカテゴリーがございまして、どの国がどこのカテゴリーに分類されるかというのは、これは従来からそうなのですが、OIEの場合は、各国をOIEが能動的に評価するというのではなくて、加盟国の方から自分の国のリスクを評価してほしいという申請があった場合に、先ほどのような侵入リスク、暴露リスクあるいはその他の国内の体制、制度を評価して、無視できるリスクの国と言えるかどうかというのをOIEの専門家グループが評価して、5月の総会においてそれを加盟国が承認するという手続が取られています。

従来の5つのカテゴリーの中では、清浄国になっている国はなかったんですが、BSEの暫定清浄国として認められている国は、たしか5か国ほどあったと思います。その5か国は、多分無視できるリスクと問題なく認められると思いますけれども、今後は、それ以外の国も含めて、新しいカテゴリーの下で、例えば、清浄性の高い国は、無視できるリスクの国に該当することをOIEとして評価してくれという手続を取ることができます。

今、御説明しましたカテゴリーが、貿易上、どういう意味合いを持つかということについて、生体牛と骨付き肉を例にとって御説明したいと思います。

まず、85ページで、生体牛を輸入する際に、輸入国が輸出国にどういった条件を要求できるかということ整理しています。

無視できるリスク国から輸入する場合は、BSEに関しては、特段何も要求すべきではないということになります。

それに対して、管理されたリスクの国から輸入する場合には、その輸入する牛自体が、この3つの要件を備えていなければならないと。そのことについて相手国政府に衛生証明書を要求できるということになります。

その3つというのは、母牛なり、由来する牛群が恒久的な個体識別制度によって識別されているということ。

したがって、個体識別制度がない国からは生体牛は、管理されたリスクというカテゴリーの国からは生体牛を輸入できないといいますが、してもいいんですが、輸入を拒否する権利が輸入国にあるということが言えると思います。

それから、コホート牛でないこと。

それから、国内発生がある場合には、フィードバンの効果的实施日以降に生まれていることと、この3つの条件を要求できると。

不明のリスク国から生体牛を入れようとする場合には、更に厳しい条件を求めることができまして、まずは国内対策、不明のリスクの国というのは、国内対策が何も義務づけら

れておりませんが、生体牛を入れようとするならば、それを求めることができます。何もやっていない国からは輸入を拒否できるということになります。その国内対策がフィードバンの効果的な実施と、患畜・コホートの処分。

「当該牛が備えるべき要件」というのは、先ほどとほぼ一緒なんですけど、フィードバンの効果的実施日から2年経過した後、この2年というのが更に付け加わっています。こういった条件を求めることができるという考え方になっています。

86ページにありますけど、同じようなことを骨付き牛肉で見えますと、無視できるリスクの国から輸入しようとする場合には、と畜前後の検査、これだけは当然要求できるわけです。と畜前後の検査でBSEではなかったということを証明させるということは要求できるわけです。

管理されたリスクの国から輸入する場合、その際には、牛肉が取られた牛、あるいは牛肉そのものが備えるべき要件としまして、当然と殺前後の検査は必要ですが、そのほかにピッシング等が行われていないこと。SRMを含まないこと。30か月齢超の牛由来の機械的除去肉を含まないこと。最後にそういったものによって汚染がないように完全に除去されると。こういった要件を求めることができます。

更に一番下の不明のリスクの国から輸入する場合には、今、申し上げたことに加えまして、まず、患畜・疑似患畜でないこと。肉骨粉等が給与されていないこと。それから機械的除去肉、これについては、先ほど30か月齢だったのが、12か月齢を超える牛由来のとなっております。最後に、脱骨の過程で露出する神経組織、リンパ組織を含まないこと。こういった非常に厳しい要件を求めることができることになっています。

これ以外の牛由来の製品についても、こういう個別の条件がOIEコードの中には定められています。これは、その中の例示でございます。

次のページにSRMの定義が簡単にまとめられておりますけれども、現行のOIEコードの中では、SRMの定義というのは、無視できるリスクの場合は、SRMは定義されていません。管理されたリスクの場合には、扁桃・回腸遠位部、これは全月齢ですが、脳・目・脊髄・頭蓋骨・脊柱については30か月齢以上となっております。

更に不明のリスクの国の場合は、扁桃・回腸遠位部は一緒ですけれども、それ以外の脳・脊髄、こういったところについては12か月齢以上ということで、月齢が引き下げられています。これが現在のOIEコード上のSRMの定義です。

それから、サーベイランスの考え方について、88ページになりますけれども、このサーベイランスの考え方も昨年のOIEの総会で、非常に大きな変化がございました。

新しい考え方は、ここにありますように、サーベイランスの対象牛群を4つのグループに分けて、それぞれから抽出して検査をするわけなんですけれども、その際に、どの牛群から牛を選んだか、その牛が当時何歳であったかということによって与えられるポイントが決まっております、そのポイントを積み上げて、累積ポイントが一定の基準を上回った場合に、有効なサーベイランスを行っているといふ考え方に なっております。

この4つの牛群が一番上からリスクの高い順番にBSE様症状牛、30か月齢超。歩行困難牛、緊急と殺牛、これも30か月齢を超えるもの。3つ目が死亡牛、同じく30か月齢。一番リスクの程度が低いものとして通常のと殺牛36か月を超えるもの。こういう考え方に なっています。

サーベイランスには2つあると先ほど申し上げましたが、A型サーベイランスとB型サーベイランス、これは考え方としては、A型の方が成牛の群れの中で、10万頭に1頭のBSEがいれば摘発できるレベルという考え方に なっています。

B型サーベイランスは、その半分でございます、5万頭に1頭いる場合に摘発できるレベルということになります。

この2つのサーベイランスがございまして、具体的には、その次の89ページにポイントをどうやって計算するかというのがございまして、上の表が「サーベイランス基準の概要」で、成牛群のサイズというのは、その国に大人の牛が何頭飼われているかということでございまして、一番上が100万頭以上牛がいる国になりまして、多くの国はここに該当してしまうんですが、それぞれのサイズに応じて、目標ポイント数というのが定められておまして、A型サーベイランスの場合一番上のサイズであれば30万ポイント、B型サーベイランスの場合は15万ポイントを達成すればいいということになります。

このポイントの基になるのが、下の表にございまして、牛群別・年齢別のポイント数です。

これは、見ていただければわかりますように、症状牛のところ非常に大きな重みづけが与えられておまして、一番高いところでは、4歳から7歳の症状牛750ポイント、1頭検査すれば750ポイントが与えられるわけなんです、逆に、例えば1~2歳の通常のと殺牛、これを検査しても0.01ポイントしか与えられないということで、非常に大きな重みづけが与えられています。

例えば、日本の全頭検査を考えてみますと、2歳前後でと畜場で検査されるものがほとんどですから、これは幾ら検査しても0.01あるいは0.1のポイントしか与えられないと

ということで、なかなか 30 万ポイントをかせぐのに骨が折れるということになります。そういった考え方に立っています。

それで、いよいよ次の 90 ページから、今年の 5 月の総会に向けて、O I E の事務局が提案している現行コードの改正案について御説明申し上げます。

大きく 4 つございまして、まず 1 つ目が骨なし骨格筋肉の条件の変更ということでございまして、90 ページの下の表を見ていただきますと、先ほど御説明申し上げましたように、いわゆる無条件物品の中の 1 つの品目として骨なし骨格筋肉というのがありまして、それに 5 つの要件が課されていたんですが、その中の 30 か月齢以下という要件と B S E 感染の疑いがなく、もしくは感染を確認されていないことという要件が削除されています。

その代わりに、と殺前後の検査を受けていることという要件については、合格していることと、若干表現が変わっています。

これは、まだ十分議論していないんですが、恐らく合格していることというふうに表現を変えることによって、当然合格しているのであるから、B S E 感染牛ではないということの意味しているんだと思われまして。こういう提案が 1 つございまして、これについては、いろいろ議論のあるところかと思えます。

これについて、とじてありますので見にくいんですが、2 ページ目、3 ページ目に資料 2 としまして、改正案の主要論点というのが付いているかと思うんですが、今回の基準改正案に対する主要論点としまして、4 点についてそれぞれ書かれています。

寺田委員長 何ページになりますか。

釘田動物衛生課長 最初の 2 ページになります。冒頭の方の資料になります。資料 2 です。

まず、今、御説明申し上げました無条件物品についての改正案、30 か月齢以下というのと、B S E 感染の疑いがなくと、あるいは感染が確認されていないと、こういった条件を削除する提案になっているんですが、これについての論点としては、2 つありますけれども、読み上げます。

「①『30 か月齢以下』という要件を課すことには科学的根拠がないという提案についてどう考えるか。また、月齢要件そのものを撤廃することについてどう考えるか」といった問題があります。

「②『B S E 感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていない』という要件は、同一文中の『生前 / 生後検査の合格』によってそのような牛は自動的に排除されることから不要であるという提案についてどう考えるか。

また、この場合、生前／生後検査の具体的な実施内容は、国が行うリスク評価の結果によって国毎にコホートなる場合があるが、このことについてどのように考えるか」と。ちょっと一読してわかりにくいかもしれませんが、いずれにしても、この2つの要件を取り除くことによって、幾つかの問題点、矛盾といったものが出てくるのが懸念されています。これが1つ目です。

先ほどの91ページの資料に戻りますが、2つ目の提案としまして「『無視できるリスク』の条件の変更」です。

さっきの説明で少し触れましたが、無視できるリスクの国内発生がある場合のリスク低減措置としまして、従来、最終発生から7年以上経過していると。つまり、BSEを見つけた時点が基準になって、7年見つけていないということが、その要件になっていたんですが、新しい提案では、8年以内に国内で生まれた牛で発生していないと。つまり、いつ見つけたかは問題ではなくて、その牛がいつ生まれているかを問題にしようという考え方です。こういう改正提案がなされています。

これにつきまして、2ページの主要論点のところ、これも2つ問題点を指摘しておりますけれども「① 発生の確認時期からBSE感染牛の出生時期に変更するのは、肉骨粉給与規制の効果に着目したものと考えられるが、このことについてどう考えるか」。

「② 8歳以上の高齢牛のみでBSEの発生が確認されている国は、『無視できるリスク』の要件を満たす可能性が出てくる」。つまり、10歳とか、12歳とかでBSEがどんどん出ても、それはこの要件に影響しないわけです。問題ない。ですから、高齢牛でBSEがどんどん出ても無視できるリスクのカテゴリーになり得るという一見非常に奇妙なことが起こるということになります。

「この場合、現行規定ではSRM除去等の貿易条件が課されないことになるが、このことについてどう考えるか」。つまり、無視できるリスクというステータスを得てしましますと、その国に対してはOIEコードどおりやれば、そういった国にはSRMという定義がないわけですから、SRM除去を求めることができないという非常におかしい状況が生じるのではないかという問題意識です。

また戻りますが、次に91ページの下段の図でございますが「サーベイランス基準の変更」。管理されたリスクに該当するためには、A型サーベイランスの目標ポイントを達成しなければいけないわけなんですけど、下の括弧の中に入っている部分が今回の修正部分でありまして、A型サーベイランスポイントを一旦達成した場合には、B型サーベイランスに移行できるという規定がここに付け加わっています。この改正点が1つ。

もう一つ次のページの上の表になりますけれども、2つありまして、累積ポイントにかかわらず、すべての臨床的に疑わしい牛に対する検査を実施する旨の規定を新設。つまり、基本的には、先ほどのポイントを達成すれば、どういう牛の選び方をしてもいいわけなんです。でも、最もBSEのリスクが高いと考えられている臨床的に疑わしい牛、これについてはすべて検査をなささいということが言われているのが1つ。

それから、各加盟国の判断で、4つの牛群のうち、真ん中の2つ、緊急と殺牛等と死亡牛、これについては現実にはどちらの牛群に属するか区別するのが難しい場合もございます。これを統合してもいいという規定がございます。

こういったサーベイランスについての改正案もございますが、これの論点についても3ページに3点書いてございますが、A型、B型サーベイランスの摘発水準、これが10万頭に1頭あるいは5万頭に1頭のレベルということになります。これについては、各加盟国の実行可能性を考慮して設定された水準であるが、この水準についてどう考えるかと。

それから、すべての臨床的に疑わしい牛については、累積ポイントにかかわらず検査されるべき旨の提案についてどう考えるか。これは前向きな積極的な提案だと思うんですけども、最後にサーベイランスの対象牛群4区分について、臨床症状牛はBSEの摘発率において優位性があるために単独で存続させると。つまり、臨床症状牛については、ほかとくくりを統合するという考え方は認められていないわけです。

その一方で、緊急と殺牛と死亡牛については、統合可能とするという提案がなされている。これについてどう考えるかと。

これについては、特にこの点も何度かこの委員会でも議論になったかと思いますが、日本では、これまで22頭のBSEが確認されていますが、BSE様症状を呈していたという牛はこれまで確認されていません。そういった我が国のような場合には、全頭検査をし、農場の死亡牛検査をしていても、ああいう300点とか700点とかかせぐ牛がないものですから、非常に苦しいという状況になってしまいます。

以上がサーベイランスですが、最後に、その他の改正提案として2つございます。92ページの下段に、まずはコホートの問題でございまして、BSE発生時に処分が必要な牛の範囲の変更。

コホートとしては、現在、OIEのコードの中では、いわゆる出生同期牛、あるいは同じえさを食べた牛という考え方、その当該牛が生まれた1年前から1年後までに同じ農場で生まれて、同じえさを食べた可能性があるものをコホートとしているという考え方が1つございます。そちらは維持されております。

もう一つの考え方として、発生牛がお母さん牛であった場合に、発病前2年間以内に生まれた牛、あるいは発病後生まれた牛、これについてはコホートとして処分の対象にしているんですが、そちらの方を削除する提案になっています。恐らくこれは、垂直感染の可能性が非常に低いという考えから削除するものと思われます。

もう一つ、最後の改正提案ですが、これはリスク評価の特に侵入リスクの評価の際の考慮要因として掲げられている中で、BSEの病原体の存在の有無。従来、TSEの病原体ということで、BSE以外のスクレイピーですとか、シカのCWDとか、ああいうことも考慮要因になっていたんですが、今回、BSEだけを要因にするように改正がなされています。

これが最後の改正提案ですが、3ページに戻って、これの論点ですけれども、コホートの範囲からBSE臨床症状発病前2年以内、または発病後にBSE感染雌牛から生まれたすべての産仔、これを削除するという提案がございますが、これについてどう考えるか。

2つ目として、リスクアセスメントの対象について、BSE以外のTSEがBSE病原体によるリスクを決定するという疫学情報がないことから、従来のTSE病原体の存在の有無をBSE病原体の存在の有無に変更していると。

更に、さっき漏らしましたが、輸入された生体動物というのは、輸入された反すう動物というふうに変更しております。これについてどう考えるかと、そういう論点を整理しております。

以上、現行のBSEのコードの考え方、それから今年の5月のOIE総会に向けて、現在提案されている改正提案の中身について御説明いたしました。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御質問あるいは御意見などございますか。

中村委員 ちょっと簡単なことから教えていただきたい、簡単ではないかもしれないんですけども、要するに骨なし骨格筋肉の条件の変更で、論点の整理のところにもございましたけれども、90ページの下のスライドについてです。要するに30か月齢以下という条件を除外したことで、それからBSE感染の疑いがなく、もしくは感染が確認されていないことというのを除外した点は、OIEとしては科学的にどういう根拠で除外してもいいと考えたのか、そういう説明というのはございますか。

釘田動物衛生課長 この資料の中にアドホック委員会の議事録が入っておりまして、そこに一部記載があるんですが、簡単に申し上げますと、まず、30か月齢の方は、やはりこ

れまでの疫学的な情報で、30 か月齢を除くことについては、十分な説明がなされていないと私たちも認識しています。

それから、BSE感染牛あるいはその疑いがある牛を除くということについては、これは生前・生後検査に合格するという表現で、それは自明の理であるという考え方を事務局としてはしているんだと思います。

ただ、これについては、先日の7日に専門家の御意見もいただいたんですけども、この辺については、特に30 か月齢を除くという考え方については、十分な科学的な根拠が示されておりませんし、あるいはSRMの定義などでは、今、30 か月齢という基準を使っているわけですから、そういうことと矛盾を来すのではないかといったような御指摘もいただいております、単純に削除していいのかどうかという疑問を私たちも持っているところです。

中村委員 もう一つ同じスライドのところで、と殺前・と殺後検査を受け合格していること、受けというものが今度削られて、合格していることというふうになるわけです。

この検査というのは、と殺前というのは目で見て、おかしいかどうかというのを見るんでしょうけれども、と殺後の検査というのは、これは延髄のところのプリオンの検査ということの意味しているんでしょうか。

釘田動物衛生課長 はい。と殺前後の検査、生前検査、生後検査、これは通常と畜場で食肉検査官と呼ばれる人たち、獣医師がその検査に当たるわけなんですけれども、どういった内容の検査をするかというのは、その国によってある程度ばらつきがあると思います。

ですけれども、通常少なくともやることは、生前検査であれば、臨床的に病気にかかっているような症状がないかどうかと、健康な家畜であるかどうかというのは勿論生きている間に見ますし、生後検査というのは、一応解体して枝肉のような状態になったときに、枝肉に明らかな病変がないかどうかといったようなことを目視で確認するというのが最低限必要なことかと思えます。

と畜場で枝肉の状態になって、病変が見つければ、その部分を除去、廃棄するというのはどこの国でも行われていると思います。

ですから、生後検査というのは、BSEのためにやっているわけではなくて、あらゆる病気に対して健康な家畜を食用に供するという観点で行われているわけですので、そういったことを最低限やるわけなんですけど、ただ日本においては、現在、と畜場で行われているBSE検査、これはここでいうところの生後検査といいますか、と殺後の検査の一環としてやっているということですので、そこは考え方の整理としては、生後検査の

中に B S E 検査というのを含めることは概念的には可能なんだと思っています。

寺田委員長 ほかにありますか、どうぞ。

小泉委員 ちょっと簡単なことを教えていただきたいんですが、89 ページのスライドを見ていますと、いろんな月齢が出てまいります。少なくとも O I E がいろんな月齢を決定している中には、12 か月、30 か月、36 か月とか、それからサーベイランスに至っては、いろんな基準が決められておりますが、我々は米国産の輸入のときに、月齢判定が非常に難しかったことを考えますと、O I E はどのように月齢の判断基準を決められているのか、何かありましたら教えていただきたいと思います。基準を決められるようなスタンダードがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

釘田動物衛生課長 月齢をどうやって判別するのかという御質問になるんだろうと思いますが、勿論、こういったことを厳密にやるためには、やはり個体識別制度というのが前提になるんだろうと思います。そういった制度が確立していない場合、そのために月齢が確認できない場合には、恐らく O I E の考え方としては、例えばポイントなんかを見ましても、一番低いポイント、不当に有利にならないように、例えば症状牛であっても、例えば年齢が全くわからないという場合は、高いポイントを与えるのではなくて、45 というポイントを与えるとか、そういう運用をするように聞いております。

小泉委員 そうしますと、一番大切なのは、E U の S R M 除去の 12 か月齢がどういうふうに確定されているんでしょうか。

釘田動物衛生課長 少し考えていただければわかるんですが、今の B S E の発生国というのは、一部中東とかに輸入牛とかではありますけれども、いわゆる E U 加盟国の一部と北米の 2 か国と日本、ほとんどこれですべてなんです。

そういった今の発生国を見ますと、それぞれの国は無視できるリスク、あるいは管理されたリスクに該当すると思います。それぞれ B S E の対策を講じた国ですので、したがって、発生している国については少なくとも E U であれば、月齢確認、個体識別制度を実施されておりますので、その個体識別制度で 12 か月あるいは 30 か月というのは、きちんと確認できると思います。

問題は、不明な国が、例えば途上国が不明なリスクの国とされて、そこと貿易をするために、12 か月齢以上の S R M を除いてくださいということを要求できるわけなんです、そこに個体識別がなければ、恐らくは全部を除きなさいと言うしかないだろうと思います。

12 以上を証明できなければ、すべての牛から除いて、そのことによって 12 か月齢以上は勿論除かれていますということを証明するしかない、現実的にはそういった運用にな

っていくんではないでしょうか。

寺尾委員 先ほどおっしゃってありました、国によってと殺後の検査が多少違っているということをおっしゃいましたね。90 ページの下の方の御説明になってはいますけれども、この基準が異なっているというのは、1つの統一したOIEの基準をつくらうとしたときに、大元となる判定の基準が国によって違うというのは、非常に合理性に欠けるように思うんです。

これは、昔から言われていることなんですけれども、OIEはそれを統一しようという気は全くないんでしょうか。まず、普通考えると、そこら辺の基準を統一しておいて、判定基準を統一して、それからこういうルールをつくっていくというのが筋だろうと思うんです。

釘田動物衛生課長 その点もよく議論になる論点なんですけれども、恐らくOIEのコードというのは、各国が貿易をする際に、1つのスタンダードな基準、あるいは1つの物差しを与えているんですけれども、それでもってすべての国を拘束しようというのは、一つの理想としてはあるかもしれませんが、現実の国際社会を見れば、すべての国が同じことをできるわけではないというのは明らかですから、同じ条件をすべての国に当てはめようという考え方は、必ずしもないんだと思います。

しかも、各国の、何でもそうだと思いますが、食品の安全をどうやって確保するかといったときに、その手段なり、そのレベルというのは国ごとに違うというのが現実だと言わざるを得ないと思います。

そのことは、こういった国際基準の中でも認められているといたしますか、そういう各国の保護の水準の違いというのを想定しながら基準ができていくわけです。

ですから、さっき言いましたように、国際的な1つのルールは定めつつも、それよりも高いレベルを取ることは可能だという考え方が示されているのは、そういうことだと思います。

したがって、例えば生前検査、生後検査を事細かに定義して、すべての国がこの検査をやりなさいと決めることは簡単ですが、例えば先進国はできても途上国はできないことというのはたくさんあるわけです。そういうことを決めて、がちがちに縛るという考え方には、今のところ立っていないということです。

それから、と畜場の検査のことにつきましては、参考資料の②というのが94ページに付いておりますけれども、従来、コーデックスの方で食肉衛生規則というものをつくっていたんですけれども、これについては、今後と畜場のガイドライン、食肉検査のガイドライ

ンにつきましては、OIEがその部分を引き継いで、と畜検査のガイドラインというのを
つくることになっておりまして、その案が現在提案されています。これは、これから議論
されることで、中身はこれからいろいろ詰まっていくと思うんです。

94ページの②の概要にありますように、先ほど私が申し上げたことが、まさにここに書
いてあるんですが、家畜にかかる家畜衛生、公衆衛生のリスクは、地域や主要管理システ
ムにより大きく異なり、と畜検査は各国の状況と家畜衛生、公衆衛生上の目的に応じて、
個別に構築される必要があると。こういう考え方に立って、このガイドラインはつくられ
ると。

つまり、食肉に対する各国の消費者の考え方もいろいろ国によって違いますし、衛生水
準もいろいろ違います。技術レベルも違うということで、と畜検査で求められるべき事項
というのは、その国ごとに決めていきなさいという考え方です。そのときに、1つのガイ
ドラインは示されることになりましたけれども、それは各国を強く拘束するものではないと
いう考え方に立っていると思います。

寺田委員長 どうぞ。

本間委員 今の説明に関連することです。そうすると、各国が事情に応じて決める範囲
があるわけです。しかし、検出に関する技術ということに関して、例えば加盟国というん
でしょうか。その間でどのぐらいの技術水準に差があるかということをときどき一斉にチ
ェックしてみると、そういうようなことはやらないで、それぞれ適当にやっていくとい
うことになるんですか。何かそういうことを、途中でどのぐらいの感度で、技術がみんなそ
ろっているのかどうなのかということ調べることはないんですか。

釘田動物衛生課長 例えば、BSE検査の検査技術、これが、今、OIEの加盟国は16
7あったと思いますけれども、検査能力を自分の国で持っている国がどの程度あるのか、
ちょっと私もわかりませんが、恐らくまだまだ途上国の多くは、自分の国では診断ができ
ないという国もたくさんあるだろうと思います。

したがって、今やっていることは、OIEというのは、こういうスタンダードをつくる
ことと、そのスタンダードを普及する目的で、各国の能力向上といいますか、研修訓練み
たいなことも別途やっておりますので、そういう診断方法を各国に研修する、トレーニン
グするといったことは活動としてはやっておりますけれども、現実考えたときに、途上
国も含めて全部検査レベルをそろえるというのは、まだまだ非常に難しい課題なのではな
いかと思います。

途上国問題を考えますと、なかなか難しいんですが、現実の議論としては、例えばEU

と北米、日本、この間でも検査方法、診断方法に若干違いがあり、BSEの定義、考え方に若干ずれがあるという議論はございまして、これについては、できるだけそろえていこうということで、専門家間で議論がなされているように聞いています。恐らく、5月の総会でもそういった議論が出てくるでしょうし、すぐに何か統一的なものができるかどうかはわかりませんが、問題意識としては、BSEという病気に今後対処していくに当たって、診断基準を統一する、あるいはBSEの定義をもっと明確化するというようなことは関係者、専門家の頭の中にあるようでございまして、今後議論されていくことになるのではないかと考えております。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 今回の90ページの骨なし骨格筋肉の条件の変更というのは、だいたいわかりましたけれども、その前の86ページの骨付き牛肉などを輸入する際に要求すべき事項とか、これに変更はないわけですね。

釘田動物衛生課長 はい。無条件物品というのは、その国のリスクにかかわらず、認めていくという、言わば共通のものに着目した基準ですので、今回、こういう見直し提案がなされていますが、そのほかの産品というのは、リスクの程度に応じて要求できる内容が異なっているわけです。それは品目ごとにたくさん書かれておりますが、個別には幾つか細かな修正提案がなされていますが、そういう抜本的な修正はその部分ではないと考えています。

中村委員 もう一つ、79ページの下のスライドで、科学委員会とか、コード委員会には、日本からの専門家というのは入っているんですか。

釘田動物衛生課長 まず、科学委員会、コード委員会というのは選挙で選ばれるものでございまして、現状では科学委員会の方には日本人の専門家が1人副議長として参加しております。コード委員会には参加がありません。これは、地域ごとのバランスを見ながら人を選ぶことになっていまして、例えば北米からだけということではなくて、必ずアジアなりオセアニアからも選ばれるということになっているんですが、日本からは科学委員会に参加しているということです。

あと、アドホック委員会につきましては、これは事務局長の指名ですので、言わば一本づりで、そういう著明な学者を任命するんですけれども、こちらはBSEにも日本人の専門家は参加していますし、それ以外の多くの家畜疾病にかなりの方が参加されておられます。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 ポイント数というのがございますね。89 ページのスライドなんですけれども、これはたしか去年も同じころ議論になりました科学的な合理性というか、根拠というのはどこにあるんだという議論だったと思うんですけれども、これはO I E の総会か何かで、そういう科学的な説明か何かあったんでしょうか。それで日本はこの表で納得しているんですか。

釘田動物衛生課長 その点もずっと議論をしているところでございます、これは基本的にはE U の近年の発生データ、E U は 30 か月齢以上を基本的にすべて検査していますので、非常に多くのデータが積み重なっています。それを分析して得た数字だという説明がなされていまして、専門家によるセミナーのようなのが何回か開催されて、そこでその考え方は説明されています。私は、ちょっと出席しておりませんで、あまりその内容に詳しくないんですが、ただ、会議に出席した専門家の説明を聞いても、言わば若干ブラックボックス的なところがあって、考え方はある程度わかるんですが、計算式に当てはめれば、この数字がぱっと出てくるといったような単純なものではないようございまして、専門家の間でも、やはり重みづけは偏りがあり過ぎるのではないかという考えを持っている方もいらっしゃいます。

去年の総会でも、私どもはその問題を何回も強く指摘したんですけれども、とりあえずはそういう分析に用いるデータが蓄積されているのが、E U が最も豊富にありまして、日本も検査件数は非常に多くなっているんですが、残念ながらデータの取り方が、例えばE U の4つのカテゴリーに分けられるかということ、いろいろデータ上問題がありまして、これに当てはめて、E U のデータに日本のデータも併せて分析するということが、現状では無理なものですから、そういう試みもちょっとやってみたんですけれども、なかなか日本の検査結果から、こうではなくてこういう数字の方が適当であるということを行うには、まだちょっと問題があるということでございます。

いずれにしても、このサーベイランスのポイントが適切かどうかという議論は、まだ続いておりまして、事務局の方からも、とりあえずはこれに代わり得る数字がないものだから、これでスタートしたいと。

しかしながら、今後、新たなデータが得られれば、その都度見直しはしていきたいということが言われています。日本としても、せっかくこういうデータがあるわけですから、それを何とか今後、こういった見直しに活用できるような形で検討していきたいと思っています。

寺田委員長 ほかにございますか。

委員会の最初の部分のところ、中村委員がちょっと聞かれたところのことで、アドホックの会議からだとありますね。このところは、トランスペアレンシーというのか、議事録とか私が見ようと思ったら見られるわけですか。

釘田動物衛生課長 そこにもちょっと記載があったと思いますけれども、OIEの意思非常に決定過程の透明性が低いということ、あるいはクローズドで参加も非常に限られているということが問題であるという指摘がされていまして、同じようなスタンダード・セッティング・ボディーであるコーデックスなんかと比べると、非常にその差が際立っているわけです。ですから、私どもも過去2年、その点は非常に強くOIEに働きかけしています。

その甲斐もあってといたしますが、OIEの方でもその点は問題意識としては認識しておりまして、いろいろ改革努力はしております。

ここにもちょっとありますが、今でもアドホック委員会は、ここにも付いておりますけれども、議事要旨というのは公表されるようになりましたし、会議の参加というのはまだ限られているんですが、例えば加盟国で関心のある国はオブザーバーとして参加できると、科学委員会、コード委員会のようなところにも参加できるといったような手段も将来的には検討していきたいといったようなコメントも出されています。まだ、改革途上だとは思いますが、そういった透明性の向上、あるいはより開かれた意思決定プロセスということについて、努力していきたいという事務局の考え方は表明されています。

寺田委員長 わかりました。何かほかにございますか。

それから、もう一つこのことなんですけれども、それはOIEの方の問題でしょうけれども、今度は日本の国から今のポイントの制度についても、去年とかいろいろ努力されたと思うんです。どういうことを要求したかとか、どういうレスポンスがあったかというのは書類ではないわけですか。

釘田動物衛生課長 それは、1週間ぐらい総会がある中で、いろいろ議論の応酬がございまして、総会については最終報告書、レポートが採択されまして、その中に議場で発言した各国のコメントというのは要約されますけれども、かなり正確に記載されます。そのレポートは、OIEのホームページで見ることができます。

ですから、例えば昨年の5月の総会で、日本の代表団がどういう発言をしたかというのは、おおむねその中に公表されています。

寺田委員長 こういう一般的なルールとして、そういうときに使う資料というのは、各国政府がこうですよと言えは通る話なのか、ちゃんとサイエンティフィック・ジャーナル

に出ただけのものを資料として使うのか、どういうスタンスでやるんですか。

釘田動物衛生課長 基本的に、こういうコードをつくっていく基礎となるのは、やはり科学的な知見だということです。それはプロセスからいいますと、アドホック委員会で、そういう分野の専門家が最新の科学的知見を持ち寄って議論をすると、そこから始まりまして、それを科学委員会でもう一度検証すると。言わば、そこまでは非常に科学的なプロセスだと言えます。

あと、コード委員会以下は、どちらかというところ、より行政的な観点からの議論が行われていくということになるかと思えます。

寺田委員長 ちょっと一般的な話なんですけれども、こういう政府がいろんなことを決める場合には、いろんな資料がホームページに山ほど出てきますね。それらの資料のプライオリティーとか全くなしで、いろんなところで議論されることが結構多いんです。資料の取捨選択がないのは変だなという感じが常にしているんです。一般的に私は科学的といったら、必ず科学的なジャーナルに出たもの、アクセプトされたものを根拠に議論するんですけども、どうもそうではない。勿論その他のデータも使われるのでしょけれど、そのデータの基になるもの。資料のプライオリティーというか、そこはどういう形でやっておられるのかなと思って、それで聞いたんです。アドホックグループにしても、どうなんですかね。

釘田動物衛生課長 その点も私たちは、いつも問題点の指摘という形で指摘しているんですが、例えばこういう改正提案を出すときには、その根拠となった科学的なベースをきちんと公表するよということ、いつも求めているんですが、O I Eもその努力はしていると言っているんですが、なかなか明確に、例えば学術論文のこれによってということにはなっていない場合も多いと思えます。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 これからのことなんですけれども、加盟国から意見を出して、日本からも出して、それで総会があると伺いました。それで、総会までの間は、意見はそこに出しっ放しで、途中の過程で、例えば科学委員会とかコード委員会と個別にやりとりするとか、そういうことはなくて、総会に行って、それで多数決と。科学的な議論をするのに多数決というのちょっとよくわからないところがあるということ。

もう一つは、さっきある程度の一応の拘束力があるとおっしゃいましたが、一応の拘束力というのが、どうもあいまいでわからないんですけれども、何かその辺について考え方みたいなものはありますか。

釘田動物衛生課長 意思決定プロセスというのは、実は今年からOIEのプロセスが2か月ほど早まっています、去年までは、こういった説明会も4月ぐらいにやっていたような気がするんですが、早まっています。それは、いろいろ加盟国間、あるいはOIE事務局なり、いろんな委員会と加盟国の議論を提案が出てからすぐに総会に付すのではなくて、そこに機関を置いて十分な議論、検討の期間を置こうという考え方の下に早められています。

一応、コメント提出期間というのは、2月17日でしたか、一応区切られていて、そこまですれば確実に反映されると。しかし、遅れたら受け付けないということではありません。そこはかなりフレキシブルでございまして、更にこれから総会までに3か月ぐらいあるわけですけれども、その間には、事務局の説明によれば、あらゆることに対応すると。

つまり、質問があれば事務局に問い合わせしてくれば、できるだけ回答の努力はするし、例えばアドホックに参加している専門家というのは、この報告書に名前が出ています。そういった方々に直接問い合わせてもいいというようなことも言われておりまして、そこはとにかく何をしたらだめというのは全くありません。十分議論をする機会は与えられているということであって、その集大成として5月はできるだけコンセンサスを形成する努力をするだけけれども、最終的には多数決もあるということになっています。

ですから、私たちもこれまでも科学的根拠が明確でないことについて、事務局なり専門家にアドバイスを求めるということは、これまでもやっています。

中村委員 拘束力のことは。

釘田動物衛生課長 失礼しました。拘束力の点は、私がある程度の拘束力があると申し上げましたのは、通常の貿易関係というのは、検疫措置については2国間で合意して、輸出国、輸入国が相互に受け入れたものであれば、極端に言えば、いかなる基準でもいいわけです。

しかし、それがどちらかに不満があって、紛争に発展したときは、WTOの紛争処理という枠組みがあるわけですから、この紛争処理に入れば、やはりOIEコードというのが一つの基準になって、それと違う措置を取っている場合は、それが科学的に正当だという証明をしなければいけないわけです。そういう仕組みを通じて、間接的に一定の拘束力がかかっているという表現を使ったつもりです。

寺田委員長 どうぞ。

釘田動物衛生課長 濟ません、1点だけ、先ほどの見上先生からの御質問で、タローを給与していたかどうかというのがございました。これは今日道庁がプレス発表したものに、

どういう資料を給与したかという分析表が公表されておりますので、御覧いただければと思います。その中に動物性油脂を含む資料というのは出てまいります。タローも一部給与されていたということでございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。どうもありがとうございました。

本件に関しましては、私どもも委員会での議論あるいは主に質問をしたということ。それから、この前、専門家委員会における我が国の専門家の意見、また来週に消費者の皆さんとの会議などの意見を踏まえまして、OIEとの直接のカウンターパートである農林水産省、特にCVOの釘田さん、適切な対応というのは変だけれども、とにかく適切に主張すべきことは主張するように、よろしく願います。

また、農林水産省のこのことに関する専門委員会の名簿を見ますと、私どもの国の専門調査会の委員の先生方とオーバーラップしているところは随分あるんですけども、それでも今日出していただいた資料をプリオン専門調査会の先生方に一応送っておいてくださいますか。多分御存じだと思いますけれども、では本当にありがとうございました。よろしく願います。

それでは、食品安全のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップにつきまして、事務局より説明がございませう。

どうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、資料2の1枚紙の裏表でございませうが、御報告させていただきます。

食品安全のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップというワークショップですが、そこに書いてありますように、カナダの食品検査庁、それからオランダのVWA、これは消費者保護・食品安全局と訳しておりますが、そのリスクコミュニケーションの担当の部長さんたちお二人をお招きして、実は今回で2回目になるんでございませうけれども、2月1日から3日までの間、委員会の会議室でございました。

それで、出席者を書いてございませうが、これはプログラムからそのまま引いてきているんですけど、順不同でございませうが、寺田委員長に開会のごあいさつをいただき、寺尾委員に閉会のごあいさつもいただきました。

それから、見上委員、小泉委員、それからリスコミの専門調査会の委員の一部、そのほかの専門委員の方にもちょっと顔を出していただきました。関係府省からも御出席をいただきました。

なお、名簿に厚生労働省藤井参事官のお名前がございませうけれども、実際はお忙しくて

お出にはなれなかったということになってございます。

開催の趣旨でございます。これは実は食品安全委員会の調査事業の一環でございます、その中で、リスクコミュニケーションの経験が長い欧州、北米から、実際に担当官はどのようなことをやっているのかといったことでお招きしているのでございますけれども、今回は特別にはリスク分析の中で消費者が参画することになってございますが、特にリスク評価、いわゆる科学的評価のプロセスに、消費者の参画は、実際にどうやったら達成できるのかといったようなことにつきまして、意見交換をしたということでございます。

「主な発表」の部分でございますけれども、事務局の私の方から食品安全委員会ができて2年半やってきたわけですけれども、いろいろなリスクコミュニケーションをやってきたのですが、我が国の場合リスクコミュニケーションというと、200回ぐらい意見交換会をやってきておりまして、リスクコミュニケーション、イコール意見交換会といったイメージがあるところなんです。その中で、実は委員会の議論そのものを公開するとか、意見・情報の募集などいろいろやっているわけですけれども、どうしても意見交換会中心といったイメージがあること、あるいはその意見交換会の参加者層が非常に固定化してきて、なかなか双方向の意見情報の交換といったことが難しくなっているということをお話ししました。参加者の間にもフラストレーションがあるということです。

それから、リスク評価の機関からすると、全ての関係者がリスク評価に参画ということになっておりますし、食品安全基本法にも消費者の役割のことが書いてあるんですけれども、実際問題としていただく御意見ということになりますと、例えばBSEで、輸入再開に反対とか賛成とかといった御意見はあるけれども、評価内容の科学的な問題となってくると、当然ですけれども意見を出すことも難しくなっていると。そういった状況を御報告申し上げました。

それから、消費者の役割ということでは、日本生活協同組合連合会の鬼武に御参加いただきまして、消費者の立場からリスクコミュニケーションをどう見ているかといったことについて以下のように御発表をいただきました。

食品安全基本法が施行されてから、食品安全委員会にかかわらず、関係各省からの情報量というか、出てきたことだとか、あるいはプロセスの透明性というのは格段に向上したという評価ができるだろうと。

それから、消費者は何でもかんでも政府が悪いと、あるいは企業が悪いとか、そういった批判だけをする立場であったけれども、リスク分析の枠組の中で意見を述べるというか、それだけ責任のある立場になってきたので、非常に緊張感を持って対応しているというこ

と。

あるいは、生協連の立場からすると、自ら会員に説明をしなければいけないという立場にあるということをおっしゃっていました。

政府への要望といったことで、やはりそれでも出てくる情報とか、意見交換を見ていると、どちらかという、大丈夫ですよという情報ばかりを一生懸命出そうとしているように見えるということをおっしゃっておられましたので、プラスマイナスの双方のというのは、そういう意味で単なる宣伝ではなくて、きちんと情報提供をしてほしいということでございます。あるいは、消費者の場合はマスメディアを通じて情報を得る場合が多いのだけれども、メディアによって同じことでも言っていることが違うことがあって、混乱を生じるので、出している元は政府なんだろうから、そこからきちんとした情報提供をしてほしいという御意見がございました。

めくっていただきまして、カナダのラビーンさんというリスクコミュニケーションの担当の方からで発表をいただきました。向こうでは消費者に対してどうやっているかという、CFIAという彼女の属している局では、38の団体が加盟しているそうですけれども、消費者団体とか、NPOとか、あるいは学生の組織とか、そういったものにパートナーシップというのを結んで、そこに情報を出すと、その傘下に情報が行くようになっているということがございます。

リスク評価そのものの作業に消費者の参加と、大上段からそう言っても、それは無理な話なので、どちらかという、実際問題としては、どのようなリスクがあるかという認識をしていただくということに努めているんだということをおっしゃっていました。

それから、メディアとの関係につきましては、要するに何か出て時間を争う場合があるので、それについてはいろいろな工夫をされているようでございました。ですので、必ずメディアに対応する人材というか、それがいつでもわかる場所にいるようなことをしているとおっしゃっていました。

オランダについて言えば、リスクコミュニケーションというのは、専門家をやっていて、こうなっていますよということをいかにトランスレーションするかと、それがキーだということなんです。

それから、日本の例といったところで、やはりだれでも一緒にいるような一堂に会するのはいいかもしれないけれども、要するに消費者も研究者も業界の方も全部一緒という形で意見交換会というのは、効率的にはなかなか難しいので、対象を絞った形のリスクコミュニケーションをしていくことが重要ではないかという指摘をいただきました。

オランダの場合は、報道の話をすると、誤解とか混乱を招くような、いわゆるミスリードした報道があると、プレスリリースをやり直したりとか、あの報道は間違っているというプレスリリースをどんどん出したりという対応をしているんだそうであります。

それから、東京電気大学の若松先生は、参加型テクノロジー・アセスメントという技術の事前評価手法というか、そういったことを研究されているわけですがけれども、その方から見て、リスクコミュニケーションというのはどう見えるかということなんですけれども、我が国の食品安全性についてのリスクコミュニケーションとは、今のところどういうふうなことをしようとしているのかよくわからないということをお指摘いただきました。外から見ると、単なる説明会みたいに見えると。だから、きちんと何を目標としてコミュニケーションをしているのかといったことを明らかにしなさいという御指摘がありました。

それから、コンセンサス会議とか、フォーカスグループインタビュー、これは主婦、学生など一般の方に特に目的を設けずに集まっていただいて、ある問題についてどのようなことを考えていらっしゃるかというものなんですけれども、それでもって意見交換とは言えないかもしれないけれども、意見の幅を見るというかレファレンス情報を取るといったことでは、このようなことも食品安全委員会がやっていったらいいんじゃないかという御提案がございました。

それから、嘉田良平さんという方は、調査事業を受けていただいている研究所の方で今回のワークショップのコーディネーターをお願いしたんですけれども、政府と消費者の役割分担とか、それから出てくる資料はやはり難しいのが多いとか、メディアにはコミュニケーションをきちんとしましょうと、そういったご指摘がございました。

それで「主な論点」といたしましては、意見交換会中心のコミュニケーションというのは、それには効果がないということではないかもしれないけれども、各国はホームページを通じたもの、特にインターネット調査だとか、そういったことが消費者とのコミュニケーションを図る上で一番有効ではないかということをおっしゃっていました。

今後、この調査につきましては、いろいろリスクコミュニケーション専門調査会でも白と黒になっております。何か我が方のリスクコミュニケーションに取り入れられるような点があれば、積極的に取り組んでいこうと思っています。

嘉田良平さんの最後のコーディネーターとしてのまとめとしては、5つのTといったような答えもありました。最初のTはターゲットということで、要するにターゲットをきちんとしたオーディエンス、要するにリスクコミュニケーションをかける対象を何でもかんでも一緒にするのではなくて、いろんな関心に分けたターゲティングをきちんとしましょ

うと。

次のTは、タイミングということで、いつやるかどうかということ、迅速性も含めた対応。

次のTが、トランスレーションということで、要するにアセッサーが言いたいことと、消費者が求めている情報は違うという点を踏まえた資料づくりが必要であると。

次はTが、トレーニングということで、コミュニケーションをする人は、出し手も受け手も両方ともコミュニケーションのトレーニングが必要だろうということです。

最後のTは、トラストということで、やはり信頼がないとコミュニケーションが成立しないということで、5つのTということでまとめていただいたんですけども、非常に象徴的な言葉でございました。

ちょっと細かい点は省略いたしましたけれども、コミュニケーション技術上のいいサジェスションが得られたかと思しますので、リスクコミュニケーション専門調査会などでも御審議いただいた上で、また委員会にエッセンスの御報告をしたいと考えております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。何か御質問等はございますか。

私、あいさつだけで、ほかは用事があって出られなかったんですけども、去年もそうだったんですけども大変面白くて、あれはどこかもう少し大きな会で、しゃべる方だけではなくて聞く方も、日本では全体的にこういうことが慣れていないですから、一般的な話としてリスクコミュニケーションという、あのような面白い話をみんなに聞いてもらった方がいいんじゃないかと思えます。ああしろ、こうしろじゃなくて、なかなか面白い、各国それぞれ悩んでおられるし、その中でいろんな文化の背景も違うので、そのまま行くわけにはいかないんですけども、スペシフィックな物事に関するリスクコミュニケーションではなくて、一般的な話をしていいんじゃないかと思ったんですけども、いかがでございますかね。いろいろ考えていただくということで。

もう一つ、私はお金のことはわからないんですけども、例えば会議でやっているのをビデオで撮るということはできないんですかね。あれは高いんですかね。

西郷リスクコミュニケーション官 ちょっとどのぐらいかかるかわかりませんが、一応報告書を求めることにはしておりますけれども、ビデオ代は幾らかかるかわかりませんが、ちょっと計算してきます。

中村委員 撮るだけなら大したことはないです。それをまた加工して放送しなければいかぬとか、そうなると高くなりますけれども、ただ撮るだけだったら大したことはない。

寺田委員長 撮っておいたら割合いい材料になるのではないかと、私も年をとってきて、なかなか面倒くさくなってきて、画像というのが好きになってきたものですから。

中村委員 あれだけ撮って見るのが大変ですね。

寺田委員長 だけど、この部分はけしからぬと、えいやと見なくてもすみます。

どうぞ。

坂本委員 裏のページの一番上にありますカナダのケースなんですが、サンドラ・ラビンさんのお話の中で、1行目に学生組織等とのパートナーシップ構築とありますが、具体的にはどういうことなんでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 先方の説明によりますと、カナダの中では、学生の中でも食品安全だけではないらしいんですけれども、そういった科学の研究の組織があって、それで研究会などを全カナダでなさったりするような組織があるらしいんです。そういうところにCFIAが連携しまして、そういったところの集まりにはCFIAの資料が流れるとか、こういった評価が出ましたよといったものをやるとか、あるいは学生がそういったことを勉強されるということもあったので、お互いパートナーシップを結んで、CFIAが何か発表とか、例えばリスク評価をされると、その資料が自動的に組織のところに送られると。

それは、全部を本当に勉強されるかどうかわかりませんが、そうすると、自動的に、いろんな学校にあるんでしょうけれども、そこに流れていくということになっているんだそうです。

坂本委員 今、文部科学省がやっているグッド・プラクティス・プログラムというのがあって、学生のこういった自発的な活動と、地域社会への貢献というのが一体になったプログラムがありまして、それはかなり援助をしてもらえるんです。

ですから、食品安全のリスクコミュニケーションだけではなくて、ほかのものにもいろいろあると思いますが、そういうグループが一緒になって一つのプロジェクトをつくって、大学自体が地域へ関わるということがあれば、これとよく似た組織になると思いました。

ありがとうございました。

寺田委員長 それでは、議事はほかにございますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会」130回の会合を終わります。

次回の委員会は、2月16日木曜日14時からであります。

また、13日月曜日 14 時から、企画専門調査会を公開で、15日水曜日 10 時から微生物専門調査会を公開で開催する予定としていますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。